

第 5 期中 (自平成17年 4 月 1 日 至平成17年 9 月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月26日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

頁

第5期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	31
3 【対処すべき課題】	31
4 【経営上の重要な契約等】	32
5 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【主要な設備の状況】	34
2 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
(1) 【株式の総数等】	35
(2) 【新株予約権等の状況】	46
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	46
(4) 【大株主の状況】	47
(5) 【議決権の状況】	50
2 【株価の推移】	52
3 【役員の状況】	54
第5 【経理の状況】	55
1 【中間連結財務諸表等】	56
(1) 【中間連結財務諸表】	56
【中間連結貸借対照表】	56
【中間連結損益計算書】	58
【中間連結剰余金計算書】	59
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
(2) 【その他】	107
2 【中間財務諸表等】	108
(1) 【中間財務諸表】	108
【中間貸借対照表】	108
【中間損益計算書】	110
(2) 【その他】	119
第6 【提出会社の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121

中間監査報告書

前中間連結会計期間	123
当中間連結会計期間	125
前中間会計期間	127
当中間会計期間	129

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月26日
【中間会計期間】	第5期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 川 田 憲 治
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪(06)6268 - 7400(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役財務部長 東 和 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3287 - 2131(代表)
【事務連絡者氏名】	東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	616,425	533,029	506,798	1,138,199	1,076,571
うち連結信託報酬	百万円	12,933	14,395	15,328	32,763	35,186
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,235,821	248,527	179,859	1,111,877	396,467
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	1,769,641	210,847	174,300	—	—
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	1,663,964	365,592
連結純資産額	百万円	642,083	1,014,990	1,375,127	813,055	1,186,463
連結総資産額	百万円	39,944,814	38,909,539	40,055,886	39,841,837	39,563,362
1株当たり純資産額	円	170.30	133.90	102,222.76	151.65	120.56
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	247.61	18.53	15,323.70	—	—
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円	—	—	—	181.05	30.40
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	8.62	7,754.66	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	14.03
連結自己資本比率 (第二基準)	%	6.27	8.84	10.19	7.74	9.74
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,623,110	364,576	259,952	762,333	555,407
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	290,107	539,073	898,141	817,162	544,800
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,914,390	18,952	174,628	1,912,702	71,263
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,932,127	1,798,926	1,760,824	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	2,683,520	2,744,227
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	23,199 [13,447]	16,712 [13,567]	16,084 [15,133]	18,025 [12,400]	16,260 [13,844]
合算信託財産額	百万円	24,245,559	26,159,963	28,613,565	25,719,866	27,435,424

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、平成15年度及び平成15年度中間連結会計期間については、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第二基準を採用しております。
- 5 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。
- 6 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。
- 平成15年度期首に当該株式併合があったものと仮定した場合の1株当たり情報の推移は以下の通りとなります。

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	170,301.69	133,903.42	151,659.01	120,562.76
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	247,616.97	18,539.66	—	—
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円	—	—	181,051.22	30,403.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	8,627.14	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	14,036.31

(2) 当社の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第 3 期中	第 4 期中	第 5 期中	第 3 期	第 4 期
決算年月		平成15年 9 月	平成16年 9 月	平成17年 9 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月
営業収益	百万円	25,842	26,194	222,885	32,566	74,594
経常利益	百万円	18,061	17,126	213,313	16,464	56,569
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	1,480,757	5,080	213,424	—	—
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	—	—	—	1,463,902	44,519
資本金	百万円	1,288,473	327,201	327,201	1,288,473	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,354,336 優先株式 9,449,115	普通株式 11,375,110 優先株式 9,443,923	普通株式 11,375 優先株式 9,443	普通株式 11,375,069 優先株式 9,443,933	普通株式 11,375,110 優先株式 9,443,923
純資産額	百万円	677,405	699,231	931,800	694,212	738,543
総資産額	百万円	1,246,515	1,349,074	1,481,260	1,345,960	1,429,428
1 株当たり中間配当額	円	普通株式 — 甲種第一回優 先株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 丁種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第 1 種第一回 優先株式 — 第 2 種第一回 優先株式 — 第 3 種第一回 優先株式 —	普通株式 — 甲種第一回優 先株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 丁種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第 1 種第一回 優先株式 — 第 2 種第一回 優先株式 — 第 3 種第一回 優先株式 —	普通株式 — 甲種第一回優 先株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 丁種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第 1 種第一回 優先株式 — 第 2 種第一回 優先株式 — 第 3 種第一回 優先株式 —	—	—

回次		第 3 期中	第 4 期中	第 5 期中	第 3 期	第 4 期
決算年月		平成15年 9 月	平成16年 9 月	平成17年 9 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月
1 株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式	普通株式
					—	—
					甲種第一回優先株式	甲種第一回優先株式
					—	24.75
					乙種第一回優先株式	乙種第一回優先株式
					—	6.36
					丙種第一回優先株式	丙種第一回優先株式
					—	6.80
					丁種第一回優先株式	丁種第一回優先株式
					—	10.00
					戊種第一回優先株式	戊種第一回優先株式
					—	14.38
自己資本比率	%	54.3	51.8	62.9	己種第一回優先株式	己種第一回優先株式
					—	18.50
					第 1 種第一回優先株式	第 1 種第一回優先株式
					—	1.178
					第 2 種第一回優先株式	第 2 種第一回優先株式
					—	1.178
従業員数	人	285	256	372	第 3 種第一回優先株式	第 3 種第一回優先株式
					—	1.178

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間におきまして、子会社のグループ共通のプラットフォームとしての位置付けを明確にするため、前連結会計年度まで株式会社りそな銀行の子会社でありましたりそな総合研究所株式会社、りそなカード株式会社、りそなキャピタル株式会社など合計7社を当社の直接子会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	100.0 (100.0)	1 (1)	—	—	—	—

(注) 1 上記関係会社は特定子会社に該当します。

2 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

3 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	16,084 [15,133]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,961人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	372 [17]
---------	-------------

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であります。なお、臨時従業員20人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、IT関連分野の在庫調整の進展により一時的に成長ペースが鈍化しましたが、概ね前連結会計年度からの景気回復の流れを維持し、堅調に推移しました。米国では、インフレ懸念から企業の生産活動が慎重となりましたが、住宅市場が好調であったこともあり、個人消費や設備投資が底固い動きとなりました。アジアでは、中国が景気過熱抑制策をとりましたが、影響は限定的で高い成長を維持しました。

わが国経済は、内需主導で緩やかな景気回復が続きました。企業収益は、原油・商品市況高により交易条件が悪化したものの、売上高の増加により、増益基調が継続しました。また、これまでのリストラの効果により、過剰設備、過剰雇用の問題がほぼ解消し、企業は、設備投資、雇用に積極的となりました。雇用者所得の改善傾向も鮮明となったことで、消費マインドは改善し、個人消費は底固く推移しました。国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて上昇傾向を辿りました。消費者物価は下落基調が続いたものの、米価や公共料金等の特殊要因を除けばほぼ横ばいで推移しました。

金融資本市場に目を転じると、短期金利は引き続き小幅な動きに終始しました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は、景気回復への期待感が強まるなか、量的金融緩和解除観測の高まりを受けて上昇に転じ、1.5%台をうかがう展開となりました。株式市場は、景気回復やデフレ脱却への期待に内外投資家の買いが集まったことから、ほぼ一本調子で上昇し、日経平均株価は4年ぶりの水準を回復しました。円の対ドルレートは、人民元に対する思惑で円高が進む場面も見られましたが、米国での利上げが継続したことから、総じて円安基調が続きました。

(経営方針)

このような金融経済環境のもと、当社グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、「地域を軸とした運営体制の強化」「サービス業への更なる進化」「システム統合による基盤整備」の3つの改革に重点的に取り組んでおります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、「地域」を軸とした新しい運営体制を構築していくために、すでに、りそな銀行と埼玉りそな銀行において開始しております「地域運営」をグループの組織運営上の基本活動と位置づけることで、お客さまとの接点を最重視した運営をしております。また、グループ企業価値の更なる向上を図るべく、当社を中心とするグループガバナンスの強化およびグループ連結経営の実効性向上に向けた体制整備に取り組んでおります。こうした体制整備の一環として、りそな銀行を委員会等設置会社から監査役設置会社に変更し、グループの基本的な組織形態等の整合性を確保しました。また、当社と傘下銀行の役割・機能の明確化、兼務体制の見直し等を行いました。さらに、子会社・関連会社については、単体でのマーケット競争力の向上を目指すとともに、投資効率を重視する経営管理に軸足を移すため、平成17年9月末に原則として当社による直接出資形態への変更を行ないました。

「サービス業への更なる進化」につきましては、即応力とソリューション力の両立によるサービス品質向上をテーマとしたCS推進活動を実施しております。また、営業店を事務の場からセールスの場にシフトするため、営業店事務、融資事務、チャネルなどの改革を推進すると同時に、ローコスト・オペレーションに向けた改革にも注力しております。さらに、金融改革プログラムの工程表中にあります「地域経済への貢献」におきまして、埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行・奈良銀行では、平成17年3月末で終了した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に引き続き、「地域密着型金融推進計画」を平成17年8月に策定・公表しております。同計画に掲げてあります取組みを着実に実施することにより、地域経済への貢献を実現してまいります。りそな信託銀行においては、企業年金を活用したお客さまへのソリューション提供を推進しております。

「システム統合による基盤整備」につきましては、りそな銀行における平成17年度最大の課題の一つとして全力を挙げて取り組んでまいりました。平成17年5月からの段階的移行実施を経て、平成17年9月にシステムの統合を無事完了しました。全店で統一の商品・サービス提供によるお客さまの利便性の向上や、システムの二重開発等がなくなり新商品開発が迅速化することによる競争力の向上を実現してまいります。

(業績)

当社グループは、集中再生期間における諸改革の着実な進展を踏まえ、更なる収益力強化を図るべく、「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、様々な施策に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、これらに伴い、以下のとおりとなりました。

総資産は40兆558億円と前連結会計年度末比4,925億円増加いたしました。

運用面では、有価証券は前連結会計年度末比9,912億円増加して8兆2,699億円に、貸出金は前連結会計年度末比236億円増加して25兆3,394億円になったほか、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比2,796億円増加して9,474億円となった一方で、現金預け金は前連結会計年度末比9,673億円減少して2兆568億円となっております。

調達面につきましては、預金は前連結会計年度末比8,163億円減少して31兆1,588億円となりましたが、譲渡性預金は9,084億円増加して1兆9,368億円に、社債は1,934億円増加して7,494億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,681億円減少し、12兆2,647億円となっております。

資本勘定は、利益剰余金の増加や、株式相場が堅調に推移したことなどに伴うその他有価証券評価差額金の増加などにより、前連結会計年度末比1,886億円増加し、1兆3,751億円となりました。なお、1株当たり純資産額は、優先株式に係る純資産額を控除して算定いたしますと102,222円76銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比262億円減少し、5,067億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息の減少を主因として資金運用収益が前中間連結会計期間比104億円減少して2,941億円となりましたものの、フィービジネス等に対する取組みが順調に成果をあげており、役務取引等収益は前中間連結会計期間比94億円増加して953億円となっております。また、その他経常収益が前中間連結会計期間比259億円減少して616億円となっておりますが、これは、価格変動リスクの圧縮のための保有株式の売却が一段落したこと、株式等売却益が減少したことなどによるものであります。

経常費用は、前中間連結会計期間比424億円増加し、3,269億円となりました。内訳をみますと、資金調達費用が298億円、役務取引等費用が256億円とそれぞれ前中間連結会計期間比概ね横ばいとなった一方で、営業経費につきましては、より一層の削減努力を積み重ねてまいりました結果、前中間連結会計期間比44億円減少し、1,807億円となっております。また、その他経常費用が前中間連結会計期間比496億円増加して794億円となっておりますが、これは、前中間連結会計期間において特別利益に貸倒引当金戻入益を135億円計上しておりましたのに対し、当中間連結会計期間におきましては、その他経常費用として貸倒引当金繰入額を339億円計上したことなどによるものであります。なお一方で、当中間連結会計期間におきましては、特別利益に償却債権取立益264億円を計上しております。また特別損失は、前中間連結会計期間では年金制度改定に伴う損失など460億円を計上したのに対し、当中間連結会計期間は31億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前中間連結会計期間比686億円減少し、1,798億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比365億円減少し、1,743億円となりました。また、1株当たり中間純利益は15,323円70銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加などに伴い、前年同期比1,966億円増加して2,228億円に、経常利益は前年同期比1,961億円増加して2,133億円となりました。また、特別損失や税金費用を加味した後の中間純利益は、前年同期比2,083億円増加して2,134億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、10.19%となりました。

(平成18年3月期中間配当の限度額について)

中間配当の限度額は、商法等により、前期末の純資産より、資本・法定準備金、利益準備金の積立額、前期の期末配当、前期末において時価を付したことにより増加した純資産、前期末後に取得・買受けをした自己の株式の額等を控除するほか、一定のものを加算して計算することと定められております(商法第293条ノ5、他)が、当社の平成18年3月期の中間配当の限度額は639億円であります。

(参考)平成17年3月期期末配当の限度額は841億円

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1,046億円支出が減少して、2,599億円の支出となりました。内訳といたしましては、貸出金、預金及び譲渡性預金の増減により合わせて約700億円の収入がありました一方で、預け金やコールローン等市場性資金の変動により約3,300億円の支出となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、前中間連結会計期間比3,590億円支出が増加して、8,981億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行や、優先出資証券による資金調達を行ったことなどにより、前中間連結会計期間比1,556億円収入が増加して、1,746億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比9,834億円減少して1兆7,608億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は2,561億円、海外は80億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、2,642億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ153億円、11億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ696億円、279億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	280,911	7,844	13,944	274,810
	当中間連結会計期間	256,161	8,091	6	264,259
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	317,533	11,309	24,274	304,568
	当中間連結会計期間	293,241	10,904	10,016	294,130
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	36,622	3,464	10,329	29,757
	当中間連結会計期間	37,079	2,813	10,022	29,870
信託報酬	前中間連結会計期間	14,395	—	—	14,395
	当中間連結会計期間	15,328	—	—	15,328
役務取引等収支	前中間連結会計期間	60,069	142	—	60,211
	当中間連結会計期間	69,520	136	—	69,657
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	85,699	171	—	85,871
	当中間連結会計期間	95,159	172	—	95,331
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,629	29	—	25,659
	当中間連結会計期間	25,638	35	—	25,673
特定取引収支	前中間連結会計期間	7,771	—	—	7,771
	当中間連結会計期間	1,125	—	—	1,125
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	7,776	—	—	7,776
	当中間連結会計期間	1,170	—	—	1,170
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4	—	—	4
	当中間連結会計期間	45	—	—	45
その他業務収支	前中間連結会計期間	18,553	174	—	18,727
	当中間連結会計期間	27,790	188	—	27,978
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	32,603	174	—	32,778
	当中間連結会計期間	38,962	188	—	39,151
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	14,050	—	—	14,050
	当中間連結会計期間	11,172	—	—	11,172

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に34兆3,261億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は33兆7,616億円、海外は5,645億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に36兆4,181億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は36兆2,030億円、海外は2,151億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.73%、海外は3.85%、合計では1.73%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.20%、海外は2.60%、合計では0.16%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	33,732,666	317,533	1.87
	当中間連結会計期間	33,761,607	293,241	1.73
うち貸出金	前中間連結会計期間	25,430,090	267,797	2.10
	当中間連結会計期間	24,798,760	247,986	1.99
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,482,412	42,318	1.13
	当中間連結会計期間	7,730,116	32,605	0.84
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	383,515	159	0.08
	当中間連結会計期間	493,998	642	0.25
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,273	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	13,837	2	0.02
	当中間連結会計期間	14,241	1	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	224,431	1,275	1.13
	当中間連結会計期間	532,788	3,534	1.32
資金調達勘定	前中間連結会計期間	35,957,778	36,622	0.20
	当中間連結会計期間	36,203,023	37,079	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	31,628,055	16,713	0.10
	当中間連結会計期間	30,853,456	14,327	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,211,038	217	0.03
	当中間連結会計期間	1,987,301	284	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	855,348	246	0.05
	当中間連結会計期間	917,050	307	0.06
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	458,456	14	0.00
	当中間連結会計期間	434,333	9	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	186,910	306	0.32
	当中間連結会計期間	271,529	136	0.09
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	780,327	9,539	2.43
	当中間連結会計期間	668,487	7,288	2.17

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	538,801	11,309	4.18
	当中間連結会計期間	564,500	10,904	3.85
うち貸出金	前中間連結会計期間	266,814	3,775	2.82
	当中間連結会計期間	217,600	3,342	3.06
うち有価証券	前中間連結会計期間	255,421	7,098	5.54
	当中間連結会計期間	336,659	7,299	4.32
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	7,286	262	7.17
	当中間連結会計期間	4,475	236	10.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	7,966	151	3.78
	当中間連結会計期間	4,251	9	0.45
資金調達勘定	前中間連結会計期間	269,818	3,464	2.56
	当中間連結会計期間	215,154	2,813	2.60
うち預金	前中間連結会計期間	16,736	129	1.53
	当中間連結会計期間	17,794	210	2.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,611	9	1.21
	当中間連結会計期間	1,211	7	1.26
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	15,603	190	2.42
	当中間連結会計期間	7,464	110	2.95

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	34,271,467	509,205	33,762,262	328,842	24,274	304,568	1.79
	当中間連結会計期間	34,326,108	561,887	33,764,221	304,146	10,016	294,130	1.73
うち貸出金	前中間連結会計期間	25,696,905	245,557	25,451,347	271,572	3,215	268,357	2.10
	当中間連結会計期間	25,016,360	194,265	24,822,095	251,329	2,582	248,746	1.99
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,737,834	260,906	7,476,927	49,416	21,038	28,378	0.75
	当中間連結会計期間	8,066,776	363,236	7,703,540	39,904	7,434	32,470	0.84
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	390,801	1,908	388,892	421	—	421	0.21
	当中間連結会計期間	498,473	—	498,473	879	—	879	0.35
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,273	—	1,273	0	—	0	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	13,837	—	13,837	2	—	2	0.02
	当中間連結会計期間	14,241	—	14,241	1	—	1	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	232,398	754	231,643	1,426	20	1,405	1.21
	当中間連結会計期間	537,039	4,386	532,653	3,543	0	3,543	1.32
資金調達勘定	前中間連結会計期間	36,227,596	505,151	35,722,445	40,086	10,329	29,757	0.16
	当中間連結会計期間	36,418,177	548,544	35,869,633	39,892	10,022	29,870	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	31,644,792	1,146	31,643,646	16,842	20	16,822	0.10
	当中間連結会計期間	30,871,250	3,543	30,867,707	14,537	0	14,537	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,211,038	—	1,211,038	217	—	217	0.03
	当中間連結会計期間	1,987,301	—	1,987,301	284	—	284	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	856,960	1,908	855,051	256	—	256	0.05
	当中間連結会計期間	918,261	1,205	917,056	315	6	308	0.06
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	458,456	—	458,456	14	—	14	0.00
	当中間連結会計期間	434,333	—	434,333	9	—	9	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	186,910	—	186,910	306	—	306	0.32
	当中間連結会計期間	271,529	—	271,529	136	—	136	0.09
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	795,931	246,658	549,272	9,729	2,362	7,366	2.67
	当中間連結会計期間	675,951	194,881	481,070	7,399	1,917	5,481	2.27

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は953億円、役務取引等費用合計は256億円となり、役務取引等収支合計では696億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	85,699	171	—	85,871
	当中間連結会計期間	95,159	172	—	95,331
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	12,358	—	—	12,358
	当中間連結会計期間	12,944	26	—	12,970
うち為替業務	前中間連結会計期間	20,519	132	—	20,651
	当中間連結会計期間	20,736	143	—	20,880
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	6,628	—	—	6,628
	当中間連結会計期間	8,450	—	—	8,450
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	12,677	—	—	12,677
	当中間連結会計期間	17,149	—	—	17,149
うち代理業務	前中間連結会計期間	4,181	—	—	4,181
	当中間連結会計期間	6,345	—	—	6,345
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,141	—	—	2,141
	当中間連結会計期間	2,204	—	—	2,204
うち保証業務	前中間連結会計期間	7,302	—	—	7,302
	当中間連結会計期間	7,837	—	—	7,837
役務取引等費用	前中間連結会計期間	25,629	29	—	25,659
	当中間連結会計期間	25,638	35	—	25,673
うち為替業務	前中間連結会計期間	4,597	25	—	4,623
	当中間連結会計期間	4,473	0	—	4,473

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は11億円、特定取引費用は45百万円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	7,776	—	—	7,776
	当中間連結会計期間	1,170	—	—	1,170
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	428	—	—	428
	当中間連結会計期間	163	—	—	163
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	7,320	—	—	7,320
	当中間連結会計期間	808	—	—	808
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	27	—	—	27
	当中間連結会計期間	198	—	—	198
特定取引費用	前中間連結会計期間	4	—	—	4
	当中間連結会計期間	45	—	—	45
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	4	—	—	4
	当中間連結会計期間	45	—	—	45
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は8,128億円、特定取引負債は456億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	627,187	—	—	627,187
	当中間連結会計期間	812,808	—	—	812,808
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	15,142	—	—	15,142
	当中間連結会計期間	40,331	—	—	40,331
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	6	—	—	6
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	55,736	—	—	55,736
	当中間連結会計期間	69,036	—	—	69,036
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	556,307	—	—	556,307
	当中間連結会計期間	703,434	—	—	703,434
特定取引負債	前中間連結会計期間	31,476	—	—	31,476
	当中間連結会計期間	45,670	—	—	45,670
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,714	—	—	4,714
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	17	—	—	17
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	31,476	—	—	31,476
	当中間連結会計期間	40,938	—	—	40,938
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	31,680,378	16,585	2,007	31,694,956
	当中間連結会計期間	31,144,299	18,111	3,575	31,158,835
うち流動性預金	前中間連結会計期間	17,700,561	11,602	633	17,711,530
	当中間連結会計期間	18,083,398	10,052	—	18,093,450
うち定期性預金	前中間連結会計期間	13,067,557	4,846	1,373	13,071,030
	当中間連結会計期間	12,261,381	6,252	—	12,267,634
うちその他	前中間連結会計期間	912,259	136	—	912,395
	当中間連結会計期間	799,519	1,806	3,575	797,750
譲渡性預金	前中間連結会計期間	995,259	—	—	995,259
	当中間連結会計期間	1,936,840	—	—	1,936,840
総合計	前中間連結会計期間	32,675,637	16,585	2,007	32,690,216
	当中間連結会計期間	33,081,139	18,111	3,575	33,095,675

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年 9 月30日		平成17年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,364,683	100.00	25,301,796	100.00
製造業	2,896,957	11.42	2,729,484	10.79
農業	22,825	0.09	18,886	0.07
林業	4,231	0.02	3,701	0.01
漁業	4,045	0.02	3,349	0.01
鉱業	25,143	0.10	25,347	0.10
建設業	972,118	3.83	894,958	3.54
電気・ガス・熱供給・水道業	75,978	0.30	75,819	0.30
情報通信業	296,509	1.17	297,836	1.18
運輸業	796,612	3.14	704,022	2.78
卸売・小売業	2,959,221	11.67	2,803,748	11.08
金融・保険業	864,538	3.41	767,104	3.03
不動産業	2,802,576	11.05	2,421,611	9.57
各種サービス業	2,473,316	9.75	2,435,524	9.63
地方公共団体	695,235	2.74	695,232	2.75
その他	10,475,373	41.29	11,425,171	45.16
海外及び特別国際金融取引勘定分	42,426	100.00	37,655	100.00
政府等	5,744	13.54	3,889	10.33
金融機関	1,110	2.62	2,310	6.14
その他	35,570	83.84	31,455	83.53
合計	25,407,110	—	25,339,452	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成16年 9 月30日	インドネシア	40,721
	アルジェリア	12
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	40,743
	(資産の総額に対する割合：％)	(0.10)
平成17年 9 月30日	インドネシア	38,453
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	ロシア連邦	0
	合計	38,462
	(資産の総額に対する割合：％)	(0.09)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国营企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	5,041,550	—	—	5,041,550
	当中間連結会計期間	4,298,150	—	—	4,298,150
地方債	前中間連結会計期間	273,841	—	—	273,841
	当中間連結会計期間	367,788	—	—	367,788
社債	前中間連結会計期間	1,306,722	—	—	1,306,722
	当中間連結会計期間	1,618,888	—	—	1,618,888
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	1,019,538	—	—	1,019,538
	当中間連結会計期間	895,929	—	—	895,929
その他の証券	前中間連結会計期間	564,521	61	12,646	551,935
	当中間連結会計期間	1,097,406	54	8,290	1,089,171
合計	前中間連結会計期間	8,206,175	61	12,646	8,193,590
	当中間連結会計期間	8,278,163	54	8,290	8,269,927

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	218,564	0.84	190,963	0.67
有価証券	4,145,835	15.85	4,916,174	17.18
信託受益権	20,459,043	78.21	22,254,042	77.77
受託有価証券	28	0.00	28	0.00
金銭債権	526,854	2.01	421,959	1.48
動産不動産	329,850	1.26	369,333	1.29
土地の賃借権	1,857	0.01	4,030	0.01
その他債権	11,819	0.04	10,879	0.04
銀行勘定貸	434,932	1.66	411,602	1.44
現金預け金	31,176	0.12	34,551	0.12
合計	26,159,963	100.00	28,613,565	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	10,324,555	39.47	10,998,817	38.44
年金信託	4,794,393	18.33	4,428,203	15.48
財産形成給付信託	1,940	0.01	1,944	0.01
投資信託	9,341,588	35.71	11,478,341	40.11
金銭信託以外の金銭の信託	114,911	0.44	126,425	0.44
有価証券の信託	273,649	1.04	326,876	1.14
金銭債権の信託	545,396	2.08	444,891	1.55
土地及びその定着物の信託	201,403	0.77	168,253	0.59
土地の賃借権の信託	4,949	0.02	4,962	0.02
包括信託	557,175	2.13	634,848	2.22
合計	26,159,963	100.00	28,613,565	100.00

(注) 1 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 同上

2 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

3 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前中間連結会計期間末 20,456,027百万円

当中間連結会計期間末 22,252,134百万円

4 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 3,910,142百万円

当中間連結会計期間末 3,270,854百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

科目	前中間連結会計期間末 (平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	3,200	1.46	823	0.43
農業	1,450	0.66	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	2,455	1.12	820	0.43
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	60	0.03	20	0.01
運輸業	249	0.11	501	0.26
卸売・小売業	5,613	2.57	2,462	1.29
金融・保険業	41,066	18.79	38,632	20.23
不動産業	33,172	15.18	9,083	4.76
各種サービス業	8,870	4.06	2,477	1.30
地方公共団体	—	—	—	—
その他	122,429	56.02	136,145	71.29
合計	218,564	100.00	190,963	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入の状況

金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	213,451	39.21	187,534	35.38
有価証券	30,973	5.69	—	—
その他	299,913	55.10	342,564	64.62
資産計	544,337	100.00	530,098	100.00
元本	543,913	99.92	529,290	99.85
債権償却準備金	646	0.12	567	0.11
その他	221	0.04	241	0.04
負債計	544,337	100.00	530,098	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金213,451百万円のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は4,233百万円、3ヵ月以上延滞債権額は419百万円、貸出条件緩和債権額は6,418百万円であります。

また、これらの債権額の合計は11,496百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金187,534百万円のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円であります。

また、これらの債権額の合計は25,119百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成16年 9 月30日	平成17年 9 月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14	9
危険債権	32	21
要管理債権	68	220
正常債権	2,019	1,624

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当社は、第二基準を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成16年 9月30日	平成17年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	263,813	263,492
	利益剰余金	229,182	540,131
	連結子会社の少数株主持分	282,916	143,523
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	(1) 264,200	(2) 130,180
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式()	253	208
	為替換算調整勘定	2,311	2,244
	営業権相当額()	12	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額()	—	—
	連結調整勘定相当額()	—	32,272
	計 (A)	1,100,535	1,239,623
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注2)	70,600	130,180
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	49,726	48,258
	一般貸倒引当金	140,983	141,818
	負債性資本調達手段等	715,068	895,518
	うち永久劣後債務 (注3)	482,168	596,960
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	232,900	298,557
	計	905,778	1,085,596
	うち自己資本への算入額 (B)	905,778	1,085,596
控除項目	控除項目 (注5) (C)	10,586	10,901
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,995,728	2,314,317
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	21,470,695	21,675,775
	オフ・バランス取引項目	1,086,607	1,015,250
	計 (E)	22,557,302	22,691,026
連結自己資本比率(第二基準) = D / E × 100(%)		8.84	10.19

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第15条第1項第1号に掲げる銀行持株会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

(1)優先出資証券の概要(前中間連結会計期間末)

当社では、以下の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」につき、平成17年11月18日に繰上償還を行いました。前中間連結会計期間末には、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上していましたが、「主要行等向けの総合的な監督指針」に基づき、当中間連結会計期間末には計上していません。

発行体	Resona Preferred Capital(Cayman) 1 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	679億円	706億円
払込日	平成14年9月27日	平成14年3月26日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^{(注)1} が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^{(注)2} が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)3} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)4} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円	150億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^{(注)1} が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^{(注)2} が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)3} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注) 4} 不足 (可処分配当可能利益の額が 配当金総額を下回る場合)が 発生した場合は、本優先出資 証券に対して支払われる配当 は、可処分配当可能利益に制 限される。	同左	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生 した場合、本優先出資証券へ の配当の支払は停止され、停 止された配当は翌期以降に累 積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証 明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する 配当を支払わなかった 場合 (3) 当社の可処分配当可能 利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当 日でなく、かつ当社が 当該配当支払日に一切 配当を支払わないこと を指示する旨の配当制 限通知書を交付した場 合	同左	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順 位	同左	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の ① の場合には、その交付は当社の裁量による。)損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当社のある会計年度の可処分配当可能利益が、当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に、当社が発行体に交付する当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、および清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

(2)優先出資証券の概要(当中間連結会計期間末)

当社は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある会計年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その会計年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^{(注)4} が発生した場合 (2) 直近に終了した会計年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの企業価値最大化のためには、地域やお客さまとの信頼関係の再構築等を通じた収益力の強化が最重要課題であります。「リストラから営業力強化へ」の計画コンセプトの下、「地域を軸とした運営体制の強化」「サービス業への更なる進化」「システム統合による基盤整備」の3つの改革をさらに推し進め、傘下子銀行それぞれが個社の強化に取り組んでまいります。

「地域を軸とした運営体制の強化」につきましては、奈良地域での当社グループの存在感を高めるため、平成18年1月にりそな銀行と奈良銀行が合併いたします。現在、合併作業を着実に進めており、完遂に向けて引き続き全力で臨んでまいります。また、りそな銀行では平成18年4月より現行の30地域での「地域運営」を、お客さまの利便性や動線を意識した地域に集約(9地域・3営業本部)することにより、お客さまとの接点を最重視した運営をより一層徹底してまいります。

「サービス業への更なる進化」につきましては、役員及び従業員の意識の改革、金融ディストリビューター(金融流通業)への転身、アクセスポイント(お客さまとの接点)の改革に引き続き取り組むとともに、「ホスピタリティ」の精神の浸透を徹底させてまいります。また、事務コストの削減と店頭セールス強化を目的に、新事務処理方式を導入した次世代営業店の拡大や、営業店のバックオフィス業務を削減させるセンター改革、その他事務プロセス改革や融資業務革新に取り組んでまいります。

「システム統合による基盤整備」につきましては、平成17年9月にりそな銀行のシステム統合が無事に完了したことを受けて、システムコストの削減や、全店で事務を統一化することによる営業店事務の抜本的な効率化、管理会計の再構築を通じた経営管理の強化等の実現に向けて取り組んでまいります。

平成17年度は、平成16年11月に公表いたしました経営健全化計画の実質的な初年度にあたり、様々な施策を実行に移し、軌道に乗せていく大変重要な期間であります。当社グループは、これからも変革に挑戦してまいります。地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針につきましては、これまで以上に徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行との合併契約について)

平成17年7月26日、当社子会社である株式会社りそな銀行と、同じく子会社である株式会社奈良銀行は、平成18年1月1日を合併期日とした合併契約を締結いたしました。当該契約は、平成17年8月26日開催の両社の臨時株主総会において、それぞれ承認可決されました。

その主な内容は次の通りです。

合併の目的

本合併は、りそなグループの奈良地域における金融サービスの質、量、および利便性を向上させることを目的としております。奈良地域における営業力を一層強化し、地域のお客様にご提供するサービスレベルを向上させることで、地域のお客様に、より身近で、存在感のある銀行を創りあげてまいります。

合併の方法

株式会社りそな銀行を存続会社とする吸収合併方式

なお、本合併においては、産業活力再生特別措置法第12条の9の規定に基づき、合併に際して新株の発行を行わず、それに代えて6,340百万円の金銭を交付することと致します。

合併期日

平成18年1月1日

会社財産の引継

株式会社奈良銀行は、平成17年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日において株式会社りそな銀行に引継ぎます。

従業員の承継

株式会社りそな銀行は、株式会社奈良銀行の全従業員を合併期日において株式会社りそな銀行の従業員として引継ぐものとし、合併後は株式会社りそな銀行の人事制度に統合します。

合併当事会社の概要(平成17年 3 月末現在)

	株式会社りそな銀行	株式会社奈良銀行
設立年月	大正 7 年 5 月	昭和28年 3 月
本店所在地	大阪市中央区	奈良市
資本金	279,928百万円	5,862百万円
株主(持株比率)	りそなホールディングス(100%)	りそなホールディングス(100%)
代表者	社長 野 村 正 朗	社長 上 林 義 則
従業員数	7,709名	227名
有人店舗数	340店	16店
預金・貸出金(銀行勘定)	預金 19兆8,323億円 貸出金 17兆5,518億円	預金 1,620億円 貸出金 1,426億円

合併後の状況

商号 : 株式会社りそな銀行

本店所在地 : 大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号

代表者 : 代表取締役社長 野 村 正 朗

資本金 : 279,928百万円(資本金は増加いたしません)

総資産 : 28,494,416百万円(平成17年 3 月31日における両社の総資産の単純合算)

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	祖師谷支店	東京都世田谷区	新築	店舗	429	651	平成17年 5月
株式会社埼玉りそな銀行	川口支店	埼玉県川口市	新築	店舗	—	1,924	平成17年 7月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
株式会社りそな銀行	宇都宮支店 他6箇所	栃木県他	売却 廃止・返還	店舗	1,252	1,439	453	—	1,893	—
株式会社 近畿大阪銀行	旧姫路支店 他2箇所	兵庫県他	売却	店舗	1,312	164	—	—	164	—

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
株式会社りそな銀行	宇都宮支店 他4箇所	栃木県 宇都宮市 他	新築	店舗	1,649	4	自己資金	平成17年 10月～ 平成18年 5月	平成17年 12月～ 平成19年 3月
	東京本部	東京都 千代田区	新設 更新	端末機器 他	243	—	自己資金	平成18年 1月	平成18年 12月

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の閉鎖、売却等の計画は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	予定年月
株式会社りそな銀行	本店他	大阪市中央区他	除却	端末機器他	平成18年3月
株式会社奈良銀行	法蓮出張所他	奈良県奈良市他	廃止	無人店舗	平成18年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	73,000,000
甲種優先株式	5,970
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	146
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
計	82,443,924

(注) 1 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は146株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、1株が普通株式に転換されております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,375,114.172	同左	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
甲種第一回優先株式	5,970	同左	—	(注) 2
乙種第一回優先株式	680,000	同左	—	(注) 3
丙種第一回優先株式	120,000	同左	—	(注) 4
丁種第一回優先株式	145	同左	—	(注) 5
戊種第一回優先株式	240,000	同左	—	(注) 6
己種第一回優先株式	80,000	同左	—	(注) 7
第1種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注) 8
第2種第一回優先株式	2,817,807.861	同左	—	議決権あり(注) 9
第3種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注)10
計	20,819,037.033	同左	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成17年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換に係る株式数は含まれておりません。

2 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金の額を控除した額とする。

平成17年4月1日以降、甲種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、甲種優先株式の払込金相当額(1,000,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の修正年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入)とする。ただし、計算の結果、優先配当金の額が1株につき75,000円を超える場合は、75,000円とする。

修正年率 = (「平成17年6月25日および、以降、5年毎の6月25日を年率見直し日として所定の算式により計算される5年円円スワップ・レート」 + 1.0%) × 0.6

非累積条項

ある営業年度において、甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先配当金の額の2分の1を上限として、甲種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は4.000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成18年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000,000円)を平成37年7月26日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、250,000円を下まわるときは、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000,000円)を250,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、甲種優先株主は、取締役会の決議をもって甲種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において甲種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、甲種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、甲種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

3 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

非累積条項

ある営業年度において、乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2.857株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成18年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。
修正後転換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、乙種優先株主は、取締役会の決議をもって乙種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において乙種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

非累積条項

ある営業年度において、丙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は381,600円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年1月1日以降平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が166,700円(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成27年3月31日までに転換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、丙種優先株主は、取締役会の決議をもって丙種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたとき、その時より、この決議がない場合において丙種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

丁種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丁種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丁種優先中間配当金を支払ったときは、当該丁種優先中間配当金を控除した額とする。

丁種優先株式配当金の額は、丁種優先株式1株につき10,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において、丁種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丁種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき丁種優先配当金の額の2分の1を上限として、丁種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000,000円を支払う。丁種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年3月1日から平成19年7月31日(日本時間)までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は496,300円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、計算の結果修正後転換価額が496,300円(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は、平成19年8月1日をもって、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000,000円)を平成19年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、500,000円を下回るときは、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000,000円)を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、丁種優先株主は、取締役会の決議をもって丁種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において丁種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丁種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丁種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丁種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

6 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

戊種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

非累積条項

ある営業年度において、戊種優先株主に対して支払う利益配当金の額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式 1 株につき 1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第 1 種優先株式、第 2 種優先株式および第 3 種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年 7 月 1 日から平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は359,700円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年 7 月 1 日以降平成21年 7 月 1 日までの毎年 7 月 1 日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が 359,700円(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月 1 日をもって、戊種優先株式 1 株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式 1 株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、戊種優先株主は、取締役会の決議をもって戊種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において戊種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

7 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年 3 月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金を控除した額とする。

己種優先株式配当金の額は、己種優先株式 1 株につき18,500円とする。

非累積条項

ある営業年度において、己種優先株主に対して支払う利益配当金の額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日から平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は359,700円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年7月1日以降平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が359,700円(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、己種優先株主は、取締役会の決議をもって己種優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたときとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において己種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

8 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成17年3月31日に終了する営業年度については、1,178円とする。平成17年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が28,000円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

9 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成17年3月31日に終了する営業年度については、1,178円とする。平成17年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が20,000円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

10 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成17年3月31日に終了する営業年度については、1,178円とする。平成17年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が17,000円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月2日 (注)1	20,798,214,969.996	20,819,034.004	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日 (注)2	3.029	20,819,037.033	—	327,201	—	327,201

(注) 1 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

2 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	389,173.665	3.42
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	181,343.900	1.59
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	109,232.000	0.96
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	96,506.250	0.84
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.250	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,189.000	0.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券 決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	66,805.878	0.58
りそなホールディングス従業員 持株会	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	56,860.490	0.49
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656.000	0.48
計	—	6,753,055.433	59.36

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 389,173.665株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 181,343.900株
 資産管理サービス信託銀行株式会社 109,232.000株

2 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

3 大量保有報告書等の記載によると、預金保険機構は、上記の株式の他に、株式会社新生銀行から買い取った当社株式37,877株についてその議決権の一切の行使を同行に委ねること、および、株式会社あおぞら銀行から買い取った当社株式39,892株についてその議決権の一切の行使を同行に委ねることを各々承認しています。

甲種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社シマノ	大阪府堺市老松町3丁77番地	5,970	100.00
計	—	5,970	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

乙種第一回優先株式

平成17年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

(注) 平成17年 6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を 1 株に併合する)及び、1 単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は 1 株の1,000分の 1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年 8月 2 日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

丙種第一回優先株式

平成17年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

(注) 平成17年 6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を 1 株に併合する)及び、1 単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は 1 株の1,000分の 1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年 8月 2 日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

丁種第一回優先株式

平成17年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティング スルー イッツ トラスティ キーンズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	Ugland House, South Church St., Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. England (東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 2 号)	145	100.00
計	—	145	100.00

(注) 平成17年 6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を 1 株に併合する)及び、1 単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は 1 株の1,000分の 1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年 8月 2 日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

戊種第一回優先株式

平成17年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

(注) 平成17年 6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を 1 株に併合する)及び、1 単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は 1 株の1,000分の 1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年 8月 2 日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

己種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

第1種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

第2種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

第3種第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種第一回優先株式 5,970 乙種第一回優先株式 680,000 丙種第一回優先株式 120,000 丁種第一回優先株式 145 戊種第一回優先株式 240,000 己種第一回優先株式 80,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 990	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,350,521 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	11,350,520 2,750,000 2,817,807 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
端株	普通株式 23,603.172 第2種第一回優先株式 0.861	—	(注) 3
発行済株式総数	20,819,037.033	—	—
総株主の議決権	—	19,668,327	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,860株(議決権1,860個)、名義人以外から株券喪失登録のある株式1株(議決権なし)が含まれております。

2 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ2株(議決権2個)、6株(議決権6個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.581株が含まれております。

4 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホ ールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	990	—	990	0.00
計	—	990	—	990	0.00

- (注) 1 株主名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ2株(議決権2個)、6株(議決権6個)及び5株(議決権5個)あります。
- なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 2 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。
- 3 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成17年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高(円)	218	214	212	208	244,000	305,000
最低(円)	189	196	203	195	197,000	229,000

(注) 1 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成17年 8 月以降は、平成17年 6 月28日開催の定時株主総会において決議された株式併合(効力発生日平成17年 8 月 2 日、1,000株を 1 株に併合)後の株価の推移を表示しております。

(2) 甲種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(3) 乙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(4) 丙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(5) 丁種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(6) 戊種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(7) 己種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(8) 第 1 種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されております。

(9) 第2種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(10) 第3種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

3 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

該当ありません。

(2) 執行役の状況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 オペレーション改革部 業務サポート室(事務統合)担当	執行役 業務サービス部長	石 井 進	平成17年10月 3 日

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- 3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成16年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年 9 月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	1,979,925	5.09	2,056,861	5.13	3,024,231	7.64
コールローン及び買入手形	8	222,660	0.57	947,464	2.37	667,842	1.69
債券貸借取引支払保証金		36,940	0.09	45,966	0.11	36,608	0.09
買入金銭債権		62,105	0.16	130,130	0.33	105,089	0.27
特定取引資産	8	627,187	1.61	812,808	2.03	708,335	1.79
金銭の信託		70,500	0.18	—	—	—	—
有価証券	1,2, 8	8,193,590	21.06	8,269,927	20.65	7,278,662	18.40
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	25,407,110	65.30	25,339,452	63.26	25,315,798	63.99
外国為替	7	95,616	0.25	89,507	0.22	80,729	0.20
その他資産	8	700,966	1.80	743,752	1.86	690,929	1.75
動産不動産	8, 11,12, 13	474,150	1.22	446,665	1.12	452,994	1.14
繰延税金資産		54,147	0.14	5,948	0.01	45,554	0.12
連結調整勘定		—	—	32,293	0.08	35,781	0.09
支払承諾見返		1,781,713	4.58	1,746,350	4.36	1,762,069	4.45
貸倒引当金		780,474	2.01	596,904	1.49	627,035	1.58
投資損失引当金		16,600	0.04	14,336	0.04	14,231	0.04
資産の部合計		38,909,539	100.00	40,055,886	100.00	39,563,362	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成16年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年 9 月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	31,694,956	81.45	31,158,835	77.79	31,975,170	80.82
譲渡性預金		995,259	2.56	1,936,840	4.84	1,028,390	2.60
コールマネー及び売渡手形	8	648,596	1.67	736,716	1.84	823,174	2.08
売現先勘定	8	326,990	0.84	256,997	0.64	351,291	0.89
債券貸借取引受入担保金	8	174,470	0.44	245,995	0.62	65,069	0.16
特定取引負債		31,476	0.08	45,670	0.11	39,073	0.10
借入金	8,14	500,013	1.29	369,292	0.92	498,464	1.26
外国為替		7,262	0.02	7,360	0.02	9,294	0.02
社債	15	433,968	1.12	749,404	1.87	555,999	1.41
信託勘定借		434,932	1.12	411,602	1.03	393,166	0.99
その他負債	8,10	526,312	1.35	549,264	1.37	532,661	1.35
退職給付引当金		6,949	0.02	5,074	0.01	5,626	0.01
特定債務者支援引当金		1,130	0.00	—	—	—	—
事業再構築引当金		753	0.00	211	0.00	301	0.00
店舗チャンネル改革引当金		—	—	2,932	0.01	2,932	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		162	0.00	1,393	0.00	2,291	0.01
再評価に係る繰延税金負債	11	44,886	0.12	44,845	0.11	45,535	0.12
連結調整勘定		807	0.00	—	—	—	—
支払承諾		1,781,713	4.58	1,746,350	4.36	1,762,069	4.45
負債の部合計		37,610,645	96.66	38,268,786	95.54	38,090,511	96.28
(少数株主持分)							
少数株主持分		283,902	0.73	411,972	1.03	286,387	0.72
(資本の部)							
資本金		327,201	0.84	327,201	0.81	327,201	0.83
資本剰余金		263,813	0.68	263,492	0.66	263,492	0.67
利益剰余金		229,166	0.59	540,129	1.35	384,839	0.97
土地再評価差額金	11	65,617	0.17	62,397	0.16	63,406	0.16
その他有価証券評価差額金		131,756	0.34	184,359	0.46	149,916	0.38
為替換算調整勘定		2,311	0.01	2,244	0.01	2,331	0.01
自己株式		253	0.00	208	0.00	60	0.00
資本の部合計		1,014,990	2.61	1,375,127	3.43	1,186,463	3.00
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		38,909,539	100.00	40,055,886	100.00	39,563,362	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	533,029	100.00	506,798	100.00	1,076,571	100.00
資金運用収益		304,568		294,130		601,900	
(うち貸出金利息)		(268,357)		(248,746)		(525,808)	
(うち有価証券利息配当金)		(28,378)		(32,470)		(57,514)	
信託報酬		14,395		15,328		35,186	
役務取引等収益		85,871		95,331		184,258	
特定取引収益		7,776		1,170		20,650	
その他業務収益		32,778		39,151		67,258	
その他経常収益		87,640		61,685		167,317	
経常費用	2	284,502	53.37	326,938	64.51	680,103	63.17
資金調達費用		29,757		29,870		59,523	
(うち預金利息)		(16,822)		(14,537)		(32,857)	
役務取引等費用		25,659		25,673		63,147	
特定取引費用		4		45		47	
その他業務費用		14,050		11,172		23,402	
営業経費		185,239		180,745		382,081	
その他経常費用		29,792		79,430		151,900	
経常利益		248,527	46.63	179,859	35.49	396,467	36.83
特別利益	3	18,939	3.55	26,953	5.32	49,022	4.55
特別損失	4	46,027	8.64	3,170	0.63	55,960	5.20
税金等調整前中間(当期)純利益		221,439	41.54	203,641	40.18	389,530	36.18
法人税、住民税及び事業税		3,481	0.65	6,784	1.34	9,035	0.84
法人税等調整額		5,041	0.94	14,730	2.91	2,301	0.21
少数株主利益		2,069	0.39	7,825	1.54	12,600	1.17
中間(当期)純利益		210,847	39.56	174,300	34.39	365,592	33.96

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		1,026,439	263,492	1,026,439
資本剰余金増加高		40,002	—	40,000
減資による資本剰余金増加高		40,000	—	40,000
自己株式処分差益		2	—	—
資本剰余金減少高		802,628	0	802,946
欠損てん補による 資本剰余金取崩		802,628	—	802,628
自己株式処分差損		—	0	317
資本剰余金中間期末(期末)残高		263,813	263,492	263,492
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		1,707,754	384,839	1,707,754
利益剰余金増加高		1,937,018	175,309	2,092,691
中間(当期)純利益		210,847	174,300	365,592
減資による欠損てん補		921,272	—	921,272
欠損てん補による 資本剰余金取崩		802,628	—	802,628
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金増加高		1,975	—	1,975
土地再評価差額金取崩		294	1,009	1,222
利益剰余金減少高		96	20,019	96
配当金		—	20,019	—
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高		96	—	96
利益剰余金中間期末(期末)残高		229,166	540,129	384,839

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		221,439	203,641	389,530
減価償却費		10,261	8,211	20,570
減損損失		603	725	3,675
連結調整勘定償却額		166	3,488	562
持分法による投資損益()		312	116	452
貸倒引当金の増加額		239,059	30,130	392,485
投資損失引当金の増加額		2,729	104	360
特定債務者支援引当金の 増加額		794	—	1,925
事業再構築引当金の増加額		12,478	89	12,931
退職給付引当金の増加額		2,007	552	3,330
資金運用収益		304,568	294,130	601,900
資金調達費用		29,757	29,870	59,523
有価証券関係損益()		53,978	38,290	115,981
金銭の信託の運用損益()		8	—	15
為替差損益()		22,075	29,973	18,366
動産不動産処分損益()		1,451	2,105	206
特定取引資産の純増()減		114,913	94,912	169,823
特定取引負債の純増減()		30,035	57,865	22,439
貸出金の純増()減		593,108	23,653	684,407
預金の純増減()		857,048	816,335	576,833
譲渡性預金の純増減()		202,293	908,450	235,423
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		72,132	827	80,682
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		40,973	16,033	140,869
コールローン等の純増()減		8,275	304,662	496,442

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増()減		32,289	9,357	31,957
コールマネー等の純増減()		265,641	180,751	66,763
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		104,574	180,926	4,827
外国為替(資産)の純増()減		10,322	8,777	25,208
外国為替(負債)の純増減()		257	1,934	1,774
普通社債の発行・償還による 純増減()		50,000	4,900	80,000
信託勘定借の純増減()		31,083	18,436	10,682
資金運用による収入		316,873	307,333	618,962
資金調達による支出		31,790	25,442	64,488
その他		115,362	96,253	148,067
小計		357,697	254,311	546,050
法人税等の支払額		6,879	5,640	9,356
営業活動による キャッシュ・フロー		364,576	259,952	555,407
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		7,201,624	10,796,288	14,646,059
有価証券の売却による収入		5,761,853	8,579,065	13,007,475
有価証券の償還による収入		869,382	1,321,447	2,079,281
金銭の信託の減少による収入		—	—	70,500
動産不動産の取得による支出		5,246	3,553	9,233
動産不動産の売却による収入		7,809	1,188	13,884
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入		28,752	—	28,951
投資活動による キャッシュ・フロー		539,073	898,141	544,800

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		5,000	—	12,000
劣後特約付借入金の返済 による支出		5,000	130,000	5,000
劣後特約付社債の発行 による収入		20,000	264,274	160,030
劣後特約付社債の償還 による支出		—	65,700	51,276
少数株主への株式の発行 による収入		1,100	—	1,100
優先出資証券の発行による 収入		—	126,246	—
配当金支払額		—	20,019	—
少数株主への配当金支払額		2,088	24	2,088
自己株式の取得による支出		64	162	10,703
少数株主からの株式取得 による支出		—	—	32,812
自己株式の売却による収入		5	14	15
財務活動による キャッシュ・フロー		18,952	174,628	71,263
現金及び現金同等物 に係る換算差額		114	61	60
現金及び現金同等物 の増加額		884,583	983,403	60,717
現金及び現金同等物 の期首残高		2,683,520	2,744,227	2,683,520
連結除外に伴う 現金及び現金同等物の減少額		10	—	10
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,798,926	1,760,824	2,744,227

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 39社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社奈良銀行 りそな信託銀行株式会社 共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。 コスモ証券株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当社の関係会社に該当しないこととなりました。 あさひ銀ビル管理株式会社は、株式売却により当社の関係会社に該当しないこととなりました。 共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。	(1) 連結子会社 37社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社奈良銀行 りそな信託銀行株式会社 Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。	(1) 連結子会社 36社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 共に連結子会社である大和銀総合管理株式会社、あさひ銀ビジネスサービス株式会社、大和ビジネスサービス株式会社、大和銀オペレーションビジネス株式会社及びりそなビデオ・カルチャー株式会社は合併し、社名をりそなビジネスサービス株式会社といたしました。 コスモ証券株式会社は、株式売却により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。これに伴い、津山証券株式会社及びコスモエンタープライズ株式会社も当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。 あさひ銀ビル管理株式会社及びりそなトータルメンテナンス株式会社は、株式売却により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。 共に連結子会社であるあさひカード株式会社、株式会社大和銀カード及び株式会社大阪カードサービスは合併し、社名をりそなカード株式会社といたしました。 共同抵当証券株式会社及びResona Overseas Servicing Co.,Ltd. は、清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 同左	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4 社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2 社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2 社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 株式会社大阪カードデューシー及び近畿大阪コンピュータサービス株式会社は、清算により当連結会計年度から持分法適用の対象から除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6 月末日 7 社 9 月末日 32社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6 月末日 5 社 9 月末日 32社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5 社 3 月末日 31社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 資本連結手続に関する事項	株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続は、株式会社りそな銀行(旧株式会社大和銀行及び旧株式会社あさひ銀行)及び株式会社近畿大阪銀行については持分ブリーング法を適用しております。また、株式会社奈良銀行についてはパーチェス法を適用しております。	同左	同左
5 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (口)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(口) 同左	づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (口) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計算しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は883,389百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は531,899百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は653,933百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
		(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。が、平成17年 3 月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会 平成10年 6 月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年 3 月16日)を適用し、当中間連結会計期間から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,588百万円増加し、税金等調整前中間純利益が同額増加しております。	
	(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。		

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	(9) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左	(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左
	—————	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、一部の銀行業を営む国内連結子会社において、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。	(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左
	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0 百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2 第7 項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0 百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2 第7 項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0 百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2 第7 項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,588百万円、繰延ヘッジ利益は47,301百万円であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減	第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左	査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は23,147百万円、繰延ヘッジ利益は35,380百万円であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 (ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	が可能と認められる 対外カバー取引の基 準に準拠した運営を 行っているため、当 該金利スワップ取引 及び通貨スワップ取 引等から生じる収益 及び費用は消去せず に損益認識又は繰延 処理を行っております。 なお、一部の資産・ 負債については、繰 延ヘッジ、時価ヘッ ジ、あるいは金利ス ワップの特例処理を 行っております。		
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消 費税の会計処理は、税 抜方式によっておりま す。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	—————	(15)連結納税制度の適用 当中間連結会計期間よ り当社及び一部の国内 連結子会社は当社を連 結納税親会社として、 連結納税制度を適用し ております。	—————
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算 書における資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金の範 囲は、中間連結貸借対照表 上の「現金預け金」のうち 現金及び日本銀行への預け 金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
従来、区分掲記しておりました、資本剰余金減少高及び利益剰余金増加高の「欠損てん補による資本準備金取崩」及び「欠損てん補によるその他資本剰余金取崩」は、当中間連結会計期間より「欠損てん補による資本剰余金取崩」として表示しております。	—

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	—	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。
—	—	当社は、当連結会計年度中に連結納税の承認申請を行い、国税庁長官から平成17年 2月25日付承認されましたので、翌連結会計年度から連結納税制度を適用するものとして、法人税等調整額を計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,169百万円及び出資金12百万円が含まれております。 2 消費貸借契約により貸し付けられている有価証券が、「有価証券」中の株式に10,866百万円含まれております。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,606百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは304百万円であります。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は33,518百万円、延滞債権額は751,198百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,213百万円及び出資金12,856百万円が含まれております。 2 消費貸借契約により貸し付けられている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,148百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,220百万円であります。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は15,029百万円、延滞債権額は427,732百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,254百万円及び出資金11,723百万円が含まれております。 2 消費貸借契約により貸し付けられている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は36,270百万円です。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は20,007百万円、延滞債権額は486,520百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28,945百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は487,428百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,301,091百万円です。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,370百万円です。	4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,416百万円です。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は366,364百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は831,542百万円です。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は360,444百万円です。	4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,913百万円です。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は397,245百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は929,688百万円です。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は320,900百万円です。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引 326,987百万円 資産 有価証券 4,029,819百万円 貸出金 363,102百万円 担保資産に対応する債務 預金 50,663百万円 コールマ ネー及び 366,800百万円 売渡手形 売現先 326,990百万円 勘定 債券貸借 取引受入 174,470百万円 担保金 借入金 8,527百万円 その他負債 622百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,171百万円、有価証券763,828百万円、その他資産21,162百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は42,514百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は900百万円であります。	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 コールロ ーン及び 100,000百万円 買入手形 特定取引 256,976百万円 資産 有価証券 3,661,792百万円 貸出金 262,204百万円 その他 63百万円 資産 担保資産に対応する債務 預金 61,007百万円 コールマ ネー及び 442,800百万円 売渡手形 売現先 256,997百万円 勘定 債券貸借 取引受入 245,995百万円 担保金 借入金 3,360百万円 その他負債 473百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金873百万円、有価証券774,272百万円、その他資産19,049百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は33,343百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,857百万円あります。	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 コールロ ーン及び 25,700百万円 買入手形 特定取引 351,277百万円 資産 有価証券 3,296,598百万円 貸出金 340,667百万円 その他 8百万円 資産 担保資産に対応する債務 預金 81,477百万円 コールマ ネー及び 402,400百万円 売渡手形 売現先 351,291百万円 勘定 債券貸借 取引受入 65,069百万円 担保金 借入金 19,270百万円 その他負債 503百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金921百万円、有価証券726,356百万円、その他資産36,079百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は34,425百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,890百万円あります。
9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,919,920百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,867,039百万円あります。	9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,969,016百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,875,246百万円あります。	9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,628,824百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,571,721百万円あります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は37,258百万円、繰延ヘッジ利益の総額は52,059百万円であります。 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は26,501百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,814百万円であります。 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は31,281百万円、繰延ヘッジ利益の総額は46,561百万円であります。 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,919百万円
12 動産不動産の減価償却累計額 225,849百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 216,434百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 213,150百万円
	13 動産不動産の圧縮記帳額 63,076百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 —百万円)	
14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金427,000百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金304,000百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金434,000百万円が含まれております。
15 社債には、劣後特約付社債315,268百万円が含まれております。	15 社債には、劣後特約付社債605,604百万円が含まれております。	15 社債には、劣後特約付社債407,299百万円が含まれております。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託543,913百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託557,833百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 その他経常収益には、株式等売却益50,960百万円、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額24,676百万円を含んでおります。 銀行業を営む一部の国内連結子会社において、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。 従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当中間連結会計期間より5年間といたしました。 なお、前中間連結会計期間における当該収益計上額は、517百万円です。 2 その他経常費用には、株式等売却損5,877百万円、貸出金償却3,779百万円、株式等償却2,921百万円、債権放棄損2,901百万円、投資損失引当金繰入額2,775百万円を含んでおります。 3 特別利益には、貸倒引当金戻入益13,567百万円を含んでおります。 4 特別損失には、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことに伴う損失43,456百万円を含んでおります。	1 その他経常収益には、株式等売却益28,304百万円、過去勤務債務償却益17,991百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額33,909百万円、貸出金償却14,597百万円を含んでおります。 3 特別利益には、償却債権取立益26,421百万円を含んでおります。 4 特別損失には、動産不動産処分損2,439百万円、減損損失725百万円を含んでおります。	1 その他経常収益には、株式等売却益110,188百万円、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額25,121百万円を含んでおります。 銀行業を営む一部の国内連結子会社において、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当連結会計年度より5年間といたしました。 なお、前連結会計年度における当該収益計上額は、2,854百万円であります。 2 その他経常費用には、貸出金償却64,190百万円、株式等売却損12,513百万円、株式等償却6,190百万円、債権売却損30,029百万円、債権放棄損5,984百万円を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る貸出金償却、債権売却損等のうち73,451百万円については、キャッシュ・フロー見積法を適用して計上した同債権に係る貸倒引当金戻入益と相殺して表示しております。 3 特別利益には、動産不動産処分益5,685百万円、償却債権取立益20,345百万円、貸倒引当金戻入益21,321百万円を含んでおります。 4 特別損失には、動産不動産処分損5,892百万円、減損損失3,675百万円、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことに伴う損失43,456百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成16年 9 月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成17年 9 月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 平成17年 3 月31日現在
現金預け金 1,979,925百万円 勘定	現金預け金 2,056,861百万円 勘定	現金預け金 3,024,231百万円 勘定
日本銀行以外 の金融機関 への預け金 180,999百万円	日本銀行以外 の金融機関 への預け金 296,037百万円	日本銀行以外 の金融機関 への預け金 280,003百万円
現金及び 現金同等物 1,798,926百万円	現金及び 現金同等物 1,760,824百万円	現金及び 現金同等物 2,744,227百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 29,333百万円 その他 1,848百万円 合計 31,181百万円 減価償却累計額相当額 動産 12,450百万円 その他 890百万円 合計 13,341百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 16,882百万円 その他 958百万円 合計 17,840百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1 年内 5,291百万円 1 年超 13,083百万円 合計 18,375百万円 ・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 支払リース料 3,371百万円 減価償却費相当額 3,145百万円 支払利息相当額 248百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 26,735百万円 その他 1,583百万円 合計 28,318百万円 減価償却累計額相当額 動産 13,899百万円 その他 903百万円 合計 14,802百万円 減損損失累計額相当額 動産 16百万円 その他 —百万円 合計 16百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 12,819百万円 その他 680百万円 合計 13,500百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1 年内 4,267百万円 1 年超 9,740百万円 合計 14,008百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高 16百万円 ・支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損 失 支払リース料 2,795百万円 リース資産減損 勘定の取崩額 —百万円 減価償却費相当額 2,545百万円 支払利息相当額 213百万円 減損損失 16百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額 動産 27,485百万円 その他 1,833百万円 合計 29,319百万円 減価償却累計額相当額 動産 12,231百万円 その他 948百万円 合計 13,180百万円 年度末残高相当額 動産 15,254百万円 その他 885百万円 合計 16,139百万円 ・未経過リース料年度末残高相当 額 1 年内 5,012百万円 1 年超 11,671百万円 合計 16,684百万円 ・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 支払リース料 6,414百万円 減価償却費相当額 5,968百万円 支払利息相当額 490百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)																		
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各中間連結会 計期間への配分方法について は、利息法によっておりま す。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>34百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>25百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>60百万円</td></tr></table> リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。	1 年内	34百万円	1 年超	25百万円	合計	60百万円	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各中間連結会 計期間への配分方法について は、利息法によっておりま す。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>14百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>2百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>17百万円</td></tr></table>	1 年内	14百万円	1 年超	2百万円	合計	17百万円	・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 連結会計年度への配分方法に ついては、利息法によってお ります。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>22百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr></table> リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。	1 年内	22百万円	1 年超	6百万円	合計	28百万円
1 年内	34百万円																			
1 年超	25百万円																			
合計	60百万円																			
1 年内	14百万円																			
1 年超	2百万円																			
合計	17百万円																			
1 年内	22百万円																			
1 年超	6百万円																			
合計	28百万円																			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	—	0
地方債	46,192	46,220	28	189	160
社債	500	503	3	3	—
その他	1,899	1,909	10	38	27
合計	48,601	48,643	41	230	188

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	572,645	786,410	213,764	224,654	10,890
債券	6,113,332	6,120,197	6,865	10,911	4,045
国債	5,036,952	5,041,540	4,588	7,049	2,461
地方債	227,828	227,649	178	1,095	1,273
社債	848,551	851,007	2,455	2,766	310
その他	551,672	556,306	4,634	9,477	4,842
合計	7,237,650	7,462,915	225,264	245,043	19,778

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある外国証券363百万円、株式4百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記以外の先：時価が取得原価に比べて50%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	7,959
その他有価証券	
非上場内国債券	447,255
非上場株式(店頭売買株式を除く)	214,955
非上場外国証券	19,615

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	93,798	93,906	107	415	308

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	398,219	692,399	294,180	298,758	4,578
債券	5,620,912	5,602,507	18,404	4,302	22,706
国債	4,315,819	4,298,150	17,669	1,566	19,235
地方債	274,678	273,990	688	1,004	1,693
社債	1,030,413	1,030,367	46	1,731	1,777
その他	1,047,927	1,092,758	44,831	50,144	5,313
合計	7,067,058	7,387,665	320,606	353,205	32,598

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	17,119
その他有価証券	
非上場内国債券	571,400
非上場株式	185,315

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	643,078	74

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	73,482	74,595	1,113	1,113	—
社債	500	505	5	5	—
その他	1,899	1,891	8	39	47
合計	75,881	76,991	1,109	1,157	47

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	399,664	633,508	233,843	237,929	4,085
債券	5,025,985	5,041,174	15,188	16,270	1,081
国債	3,955,852	3,966,592	10,740	11,288	548
地方債	229,040	230,344	1,304	1,708	404
社債	841,093	844,237	3,144	3,272	128
その他	784,831	796,058	11,227	15,093	3,865
合計	6,210,482	6,470,741	260,259	269,292	9,032

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、484百万円の減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	13,007,475	134,571	31,172

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	12,089
その他有価証券	
非上場内国債券	509,894
非上場株式	206,970

- 7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	846,553	3,688,473	364,182	737,932
国債	539,742	2,510,226	179,954	736,668
地方債	3,114	168,103	132,608	—
社債	303,695	1,010,142	51,618	1,264
その他	2,620	204,367	155,529	185,158
合計	849,173	3,892,840	519,711	923,091

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年 9 月30日現在)

時価のあるその他の金銭の信託はありません。

なお、時価のないその他の金銭の信託70,500百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年 9 月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成17年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年 3 月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年 3 月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成16年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	223,222
その他有価証券	223,222
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	90,467
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	132,754
()少数株主持分相当額	986
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	131,756

(注) その他有価証券の評価差額は、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,042百万円(収益)を除いております。

当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	312,253
その他有価証券	312,253
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	126,694
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	185,558
()少数株主持分相当額	1,189
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	184,359

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額8,792百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額 439百万円を除いております。

前連結会計年度末

○ 其他有価証券評価差額金(平成17年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	254,801
其他有価証券	254,801
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	103,405
其他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	151,396
()少数株主持分相当額	1,471
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	8
其他有価証券評価差額金	149,916

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額3,730百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額1,727百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	441,612	43	43
店頭	金利スワップ	9,120,961	22,233	25,768
	キャップ	453,251	161	1,928
	フローアー	25,544	136	207
	スワップション	12,787	23	101
	合計	—	21,915	27,546

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,027,632	1,757	5,024
	為替予約	665,929	3,805	3,805
	通貨オプション	3,139,706	1,498	2,240
	合計	—	7,061	6,589

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年 9 月30日現在)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	17,635	24	24
	合計	—	24	24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成16年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年 9 月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	598,898	20	20
店頭	金利スワップ	10,638,084	23,143	24,572
	キャップ	368,631	409	1,641
	フロアー	4,664	267	233
	スワップション	11,485	9	93
	合計	—	22,989	26,519

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年 9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,478,957	5,870	2,118
	為替予約	1,039,018	15,450	15,450
	通貨オプション	2,067,399	4,497	13,354
	合計	—	16,824	4,215

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年 9 月30日現在)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	99,609	1,184	1,184
	合計	—	1,184	1,184

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成17年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年 9 月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

金融資産・負債のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、長短金利、債券・株式、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動により損失を被るリスクです。信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社が設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	457,665	240,785	137	137
	買建	364,946	23,972	72	72
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,161,518	3,259,974	65,978	49,446
	受取変動・支払固定	4,045,790	2,925,062	47,151	28,370
	受取変動・支払変動	1,577,810	1,256,810	565	565
	キャップ				
	売建	251,938	153,956	454	2,379
	買建	159,318	86,273	430	300
	フロアー				
	売建	10,300	300	317	216
	買建	15,250	4,968	332	220
	スワップション				
	売建	5,085	—	19	153
	買建	7,399	—	44	53
	合計	—	—	18,210	22,628

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,203,725	970,273	8,408	13,556
	為替予約				
	売建	304,676	28,300	582	582
	買建	509,403	208,580	775	775
	通貨オプション				
	売建	744,375	449,379	30,957	6,960
	買建	812,995	449,035	42,483	4,428
	合計	—	—	20,126	25,137

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	167,038	—	1,580	1,580
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,580	1,580

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	133.90	102,222.76	120.56
1株当たり中間(当期)純利益	円	18.53	15,323.70	30.40
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	8.62	7,754.66	14.03

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	210,847	174,300	365,592
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	20,019
うち優先配当額	百万円	—	—	20,019
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	210,847	174,300	345,572
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,372,769	11,374	11,366,353
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	20,019
うち優先配当額	百万円	—	—	20,019
普通株式増加数	千株	13,067,234	11,102	14,679,838
うち優先株式	千株	13,067,234	11,102	14,679,838
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません	該当ありません

- 2 当社は、平成17年8月に発行済株式1,000株を1株に併合いたしました。当中間連結会計期間の1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、当期首に当該株式併合が行われたものとして計算しております。また、当該株式併合が前期首に行われたものとして計算した前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は以下の通りであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	133,903.42	120,562.76
1株当たり中間(当期)純利益	円	18,539.66	30,403.15
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	8,627.14	14,036.31

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)												
-----	1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月 3 日付で、当社は株式会社整理回収機構からの劣後特約付借入金100,000百万円を期限前返済しております。 2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券 264,200 百万円を 283,323百万円で期限前償還しております。この償還に伴い、償還金額と払込金相当額の差額 19,123百万円を平成18年 3 月期において損失として計上する予定であります。	株式併合等 当社は、平成17年 5 月25日開催の取締役会において、発行済株式総数の適正化等を目的として、平成17年 6 月28日開催の第 4 期定時株主総会に株式併合並びに 1 単元の株式数の定め の廃止及び端株制度の採用を含む定款変更(以下「株式併合等」)について付議することを決議し、当該定時株主総会において承認可決されました。 (1) 株式併合の内容 発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、1,000株を 1 株に併合いたします。 (2) 1 単元の株式数の定め の廃止及び端株制度の採用の内容 1 単元の株式数の定め(1 単元 = 1,000株)を廃止いたします。また、新たに端株制度(1 株に対する端株の割合は1,000分の 1)を採用いたします。 (3) 株式併合等の予定 株券提出最終期日 平成17年 8 月 1 日(月) 株券提出期間 自 平成17年 6 月29日(水) 至 平成17年 8 月 1 日(月) 株式併合効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 1 単元の株式数の定め の廃止効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 端株制度の採用効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 当該株式併合等が前期首において行われたと仮定した場合における(1 株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。 (前連結会計年度) <table><tr><td>1 株当たり純資産額</td><td>151,659.01円</td></tr><tr><td>1 株当たり当期純損失</td><td>181,051.21円</td></tr><tr><td>潜在株式調整後1 株当たり当期純利益</td><td>—円</td></tr></table> (当連結会計年度) <table><tr><td>1 株当たり純資産額</td><td>120,562.76円</td></tr><tr><td>1 株当たり当期純利益</td><td>30,403.15円</td></tr><tr><td>潜在株式調整後1 株当たり当期純利益</td><td>14,036.31円</td></tr></table>	1 株当たり純資産額	151,659.01円	1 株当たり当期純損失	181,051.21円	潜在株式調整後1 株当たり当期純利益	—円	1 株当たり純資産額	120,562.76円	1 株当たり当期純利益	30,403.15円	潜在株式調整後1 株当たり当期純利益	14,036.31円
1 株当たり純資産額	151,659.01円													
1 株当たり当期純損失	181,051.21円													
潜在株式調整後1 株当たり当期純利益	—円													
1 株当たり純資産額	120,562.76円													
1 株当たり当期純利益	30,403.15円													
潜在株式調整後1 株当たり当期純利益	14,036.31円													

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成16年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成17年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		15,424		107,400		3,987	
前払費用		416		325		353	
未収収益		1,306		1,307		1,309	
その他	10	1,596		44,290		10,201	
流動資産合計		18,744	1.39	153,323	10.35	15,851	1.11
固定資産							
有形固定資産	1						
器具及び備品		27		19		23	
その他		0		—		—	
有形固定資産合計		28		19		23	
無形固定資産							
商標権		94		83		89	
ソフトウェア		21		18		22	
無形固定資産合計		116		101		112	
投資その他の資産							
関係会社株式		1,030,007		1,128,904		1,113,319	
関係会社長期貸付金	2	300,000		200,000		300,000	
繰延税金資産		—		1,936		—	
その他		7		6		7	
投資損失引当金		—		3,087		—	
投資その他の資産合計		1,330,014		1,327,759		1,413,326	
固定資産合計		1,330,158	98.60	1,327,880	89.65	1,413,462	98.88
繰延資産							
創立費		171		57		114	
繰延資産合計		171	0.01	57	0.00	114	0.01
資産合計		1,349,074	100.00	1,481,260	100.00	1,429,428	100.00

		前中間会計期間末 (平成16年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成17年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金	3	—		—		40,612	
未払費用		3,751		3,398		4,151	
未払法人税等		63		5		89	
その他	10	7		35		11	
流動負債合計		3,823	0.28	3,440	0.23	44,864	3.14
固定負債							
社債	3,4	65,020		125,020		95,020	
長期借入金	5	331,000		231,000		331,000	
関係会社長期借入金		250,000		190,000		220,000	
固定負債合計		646,020	47.89	546,020	36.86	646,020	45.19
負債合計		649,843	48.17	549,460	37.09	690,884	48.33
(資本の部)							
資本金	6	327,201	24.25	327,201	22.09	327,201	22.89
資本剰余金							
資本準備金	9	327,201		327,201		327,201	
その他資本剰余金		40,002		39,681		39,682	
資本金及び 資本準備金減少差益		40,000		39,681		39,682	
自己株式処分差益		2		—		—	
資本剰余金合計		367,203	27.22	366,882	24.77	366,883	25.67
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		5,080		237,924		44,519	
利益剰余金合計		5,080	0.38	237,924	16.06	44,519	3.11
自己株式	7	253	0.02	208	0.01	60	0.00
資本合計		699,231	51.83	931,800	62.91	738,543	51.67
負債資本合計		1,349,074	100.00	1,481,260	100.00	1,429,428	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)			前事業年度の 損益計算書 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益										
関係会社受取 配当金		20,596			217,285			63,411		
関係会社受入 手数料		2,335			2,331			4,671		
関係会社 貸付金利息		3,262	26,194	100.00	3,268	222,885	100.00	6,512	74,594	100.00
営業費用										
支払利息		6,721			5,969			12,922		
社債利息		357			773			1,013		
社債発行費償却		253			164			415		
販売費及び 一般管理費	1,2	1,717	9,049	34.55	2,694	9,601	4.30	3,656	18,008	24.14
営業利益			17,145	65.45		213,283	95.70		56,586	75.86
営業外収益										
受取利息		2			16			3		
受入手数料		73			71			143		
その他		0	76	0.29	4	93	0.04	1	148	0.20
営業外費用										
創立費償却		57			57			114		
弁護士報酬		37			—			37		
その他		0	95	0.36	6	63	0.03	14	165	0.22
経常利益			17,126	65.38		213,313	95.71		56,569	75.84
特別損失										
関係会社株式 評価損		12,045			—			12,045		
投資損失引当金 繰入額		—	12,045	45.99	3,087	3,087	1.39	—	12,045	16.15
税引前中間 (当期)純利益			5,081	19.39		210,225	94.32		44,524	59.69
法人税、住民税 及び事業税		0			1,262			4		
法人税等調整額		—	0	0.00	1,936	3,199	1.44	—	4	0.01
中間(当期) 純利益			5,080	19.39		213,424	95.76		44,519	59.68
前期繰越利益 (は前期繰越 損失)			921,272			24,499			921,272	
減資による 欠損てん補額			921,272			—			921,272	
中間(当期) 未処分利益			5,080			237,924			44,519	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2 年～20 年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額（5 年）を償却しております。 社債発行費については一括費用処理しております。	同左	同左
4 引当金の計上基準	-----	投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	-----
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 -----	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 -----

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)
前中間会計期間末では固定負債の「長期借入金」に含めて表示しておりました「関係会社長期借入金」は前事業年度末から区分掲記しております。 なお、前中間会計期間末の「関係会社長期借入金」の金額は1,500百万円であります。	—

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3 月法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	—	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年 2 月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は28百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 4 社債のうち15,020百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 5 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は38百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 4 社債のうち15,020百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 5 長期借入金のうち214,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は33百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 3 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。 短期借入金 40,612百万円 社債 15,020百万円 4 社債のうち15,020百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 5 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。 6 会社が発行する株式の総数 普通株式 73,000,000千株 優先株式 9,443,923千株 発行済株式の総数 普通株式 11,375,110千株 優先株式 9,443,923千株 7 当社が保有する自己株式の数 普通株式 290千株 8 配当制限 当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 甲種第一回 優先株式 1株につき 24円75銭 乙種第一回 優先株式 1株につき 6円36銭 丙種第一回 優先株式 1株につき 6円80銭 丁種第一回 優先株式 1株につき 10円

前中間会計期間末 (平成16年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)	前事業年度末 (平成17年 3 月31日)
10 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動資産の その他として表示しております。	10 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動負債の その他として表示しております。	戊種第一回 1 株につき 14円38銭 優先株式 己種第一回 1 株につき 18円50銭 優先株式 第 1 種第一回 1 株につき 1 円17銭 8 厘 優先株式 第 2 種第一回 1 株につき 1 円17銭 8 厘 優先株式 第 3 種第一回 1 株につき 1 円17銭 8 厘 優先株式 9 資本準備金による欠損てん補 欠損てん補に充当された金額 731,916百万円 欠損てん補を行った年月 平成15年 6 月

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 673百万円 業務委託料 379百万円 土地建物機械賃借料 144百万円 支払手数料 134百万円 租税公課 92百万円 2 減価償却実施額 有形固定資産 6百万円 無形固定資産 8百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 876百万円 業務委託料 749百万円 租税公課 501百万円 土地建物機械賃借料 152百万円 支払手数料 153百万円 2 減価償却実施額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 8百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,715百万円 業務委託料 700百万円 支払手数料 303百万円 土地建物機械賃借料 295百万円 2 減価償却実施額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 17百万円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 器具及び備品 15百万円 その他 5百万円 合計 20百万円 減価償却累計額相当額 器具及び備品 10百万円 その他 1百万円 合計 11百万円 中間会計期間末残高相当額 器具及び備品 4百万円 その他 4百万円 合計 8百万円 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1 年以内 4百万円 1 年超 5百万円 合計 10百万円 ・当中間会計期間の支払リース 料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年以内 4百万円 1 年超 7百万円 合計 12百万円 リース資産に配分された減損損失は ありませんので減損損失累計額相当 額等減損会計に係る項目の記載は省 略しております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 器具及び備品 15百万円 その他 11百万円 合計 26百万円 減価償却累計額相当額 器具及び備品 13百万円 その他 3百万円 合計 16百万円 中間会計期間末残高相当額 器具及び備品 1百万円 その他 8百万円 合計 9百万円 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1 年以内 4百万円 1 年超 7百万円 合計 12百万円 ・当中間会計期間の支払リース 料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額 支払リース料 3百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 リース資産に配分された減損損失は ありませんので減損損失累計額相当 額等減損会計に係る項目の記載は省 略しております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額 器具及び備品 15百万円 その他 6百万円 合計 21百万円 減価償却累計額相当額 器具及び備品 12百万円 その他 2百万円 合計 14百万円 年度末残高相当額 器具及び備品 3百万円 その他 3百万円 合計 6百万円 ・未経過リース料年度末残高相当 額 1 年以内 5百万円 1 年超 3百万円 合計 8百万円 ・当事業年度の支払リース料、減 価償却費相当額及び支払利息相 当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 リース資産に配分された減損損失は ありませんので減損損失累計額相当 額等減損会計に係る項目の記載は省 略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)												
	1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月 3 日付で、当社は株式会社整理回収機構からの劣後特約付借入金100,000百万円を期限前返済しております。 2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券 264,200 百万円を 283,323百万円で期限前償還しております。この償還に伴い、当該連結子会社の株式価値の下落などにより、当社は平成18年 3 月期において約120億円の当該株式に係る損失計上を見込んでおります。	株式併合等 当社は、平成17年 5 月25日開催の取締役会において、発行済株式総数の適正化等を目的として、平成17年 6 月28日開催の第 4 期定時株主総会に株式併合並びに 1 単元の株式数の定め の廃止及び端株制度の採用を含む定款変更(以下「株式併合等」)について付議することを決議し、当該定時株主総会において承認可決されました。 (1) 株式併合の内容 発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、1,000株を 1 株に併合いたします。 (2) 1 単元の株式数の定め の廃止及び端株制度の採用の内容 1 単元の株式数の定め(1 単元 = 1,000株)を廃止いたします。また、新たに端株制度(1 株に対する端株の割合は1,000分の 1)を採用いたします。 (3) 株式併合等の予定 株券提出最終期日 平成17年 8 月 1 日(月) 株券提出期間 自 平成17年 6 月29日(水) 至 平成17年 8 月 1 日(月) 株式併合効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 1 単元の株式数の定め の廃止効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 端株制度の採用効力発生日 平成17年 8 月 2 日(火) 当該株式併合等が前期首において行われたと仮定した場合における(1 株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。 (前事業年度) <table><tr><td>1 株当たり純資産額</td><td>162,107.29円</td></tr><tr><td>1 株当たり当期純損失</td><td>156,340.08円</td></tr><tr><td>潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益</td><td>—円</td></tr></table> (当事業年度) <table><tr><td>1 株当たり純資産額</td><td>159,940.97円</td></tr><tr><td>1 株当たり 当期純利益</td><td>2,155.48円</td></tr><tr><td>潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益</td><td>1,543.71円</td></tr></table>	1 株当たり純資産額	162,107.29円	1 株当たり当期純損失	156,340.08円	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	—円	1 株当たり純資産額	159,940.97円	1 株当たり 当期純利益	2,155.48円	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	1,543.71円
1 株当たり純資産額	162,107.29円													
1 株当たり当期純損失	156,340.08円													
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	—円													
1 株当たり純資産額	159,940.97円													
1 株当たり 当期純利益	2,155.48円													
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	1,543.71円													

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 自己株券買付状況報告書
報告期間 自 平成17年 3 月 1 日
至 平成17年 3 月31日 | 平成17年 4 月12日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 自己株券買付状況報告書
報告期間 自 平成17年 4 月 1 日
至 平成17年 4 月30日 | 平成17年 5 月13日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成16年 5 月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る発行登録追補書類であります。 | 平成17年 6 月13日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間 自 平成17年 5 月 1 日
至 平成17年 5 月31日 | 平成17年 6 月14日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書
上記(1)に係る訂正報告書であります。 | 平成17年 6 月21日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成16年 4 月 1 日
(第4期) 至 平成17年 3 月31日 | 平成17年 6 月29日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 訂正発行登録書
平成16年 5 月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。 | 平成17年 6 月29日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 自己株券買付状況報告書
報告期間 自 平成17年 6 月 1 日
至 平成17年 6 月30日 | 平成17年 7 月13日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成16年 5 月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る発行登録追補書類であります。 | 平成17年12月 7 日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	⑩

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 嶋	利 夫	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	茂 夫	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持	政 義	⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉	持	政	義	Ⓔ

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	Ⓔ

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(7)退職給付引当金の計上基準に記載されているとおり、当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成17年11月18日付で、会社の連結子会社が優先出資証券を期限前償還したことに伴い、償還金額と払込金相当額の差額19,123百万円を当連結会計年度において損失として計上する予定である。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	⑩

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 嶋 利 夫	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 茂 夫	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持 政 義	⑩

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉	持	政	義	㊞

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	㊞

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成17年11月18日付で、会社の連結子会社が優先出資証券を期限前償還したことに伴い、当該連結子会社の株式価値の下落などにより、会社は当事業年度において約120億円の当該株式に係る損失計上を見込んでいる。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。